

通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ 「コンテンツ規律」について

平成20年11月25日

(社)日本ケーブルテレビ連盟

「検討アジェンダ」に対する意見(1)

4. コンテンツ規律

項 目	意 見
<p>5頁 (2)「メディアサービス」の区分</p> <p>① 「メディアサービス」について、日常生活に必需の情報の送信という特別な公共的役割を担う「特別メディアサービス」を区分する方向で検討することは適当か。</p> <p>② 「特別メディアサービス」については、「国民の日常生活や非常時における不可欠の情報提供手段」の確保を中心に検討することは適当か。</p>	<p>日常生活に必需の情報の送信という特別な公共的役割を担う「特別メディアサービス」と、いわゆる専門チャンネル等との「メディアサービス」を区分することに賛同いたします。</p> <p>ケーブルテレビでは、地上波、BS/CS放送の再送信の他、自主放送を行っております。多くの自主放送は、地域行政と連携して地域の行政、安全、防災・災害等の情報、幼稚園・小中学校等のイベント情報、その他住民の生活に密着した情報を提供しており、NHK・民間放送事業者に次ぐ第三の公共的メディアとなっています。</p>

「検討アジェンダ」に対する意見(2)

4. コンテンツ規律

項 目	意 見
<p>5頁 (3)「メディアサービス」に関する具体的規律 ② 番組規律 「特別メディアサービス」については、現在の放送に係る番組規律を基礎とし、その他のメディアサービスについては、個々にそれに係る番組規律の合理化を検討することは適当か。</p>	<p>メディアサービス規律の区分について検討する際には、ケーブルテレビの自主放送の番組につきましては、地域において公共的役割を果たしていることを勘案して、一定の規律が必要であると考えます。</p> <p>基本的にメディアサービス規律については、地上放送、ケーブルテレビなど免許区分に囚われず規律を設けることが適切と考えます。</p>

「検討アジェンダ」に対する意見(3)

4. コンテンツ規律

項 目	意 見
<p>5頁 (3)「メディアサービス」に関する具体的規律 ③ 「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方について、現行の有線テレビジョン放送法上の義務再送信制度(受信障害発生区域において有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対しテレビジョン放送の同時再送信を義務付ける制度)、同意再送信に係る裁定制度(テレビジョン放送の再送信について放送事業者との協議が調わない場合等に、同意をすべき旨の総務大臣裁定を有線テレビジョン放送事業者が申請することができる制度)の在り方を含め検討することは適当か。</p>	<p>ご高承のとおりケーブルテレビ経由で視聴している視聴者は、自主放送・電波障害対策施設等を含めて全国の世帯数の過半数を超えているという事実があります。</p> <p>特に、地形的要因や高層建築物などによる人為的要因による難視聴地域においては、難視聴を解消するためにケーブルテレビを活用することが有効な手段であります。</p> <p>この義務再送信の実施事例はありませんが、この規定があるが故に、クリームスキミングを許さない抑止力が働いていると考えております。</p> <p>放送の持つ基本的な使命が混乱なく実現するために、義務再送信制度を継続すべきと考えます。</p>

「検討アジェンダ」に対する意見(4)

4. コンテンツ規律

項目	意見
<p>5頁 (3)「メディアサービス」に関する具体的規律 ③ 「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方について、現行の有線テレビジョン放送法上の義務再送信制度(受信障害発生区域において有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対しテレビジョン放送の同時再送信を義務付ける制度)、同意再送信に係る裁定制度(テレビジョン放送の再送信について放送事業者との協議が調わない場合等に、同意をすべき旨の総務大臣裁定を有線テレビジョン放送事業者が申請することができる制度)の在り方を含め検討することは適当か。</p>	<p>有線テレビジョン放送法上の裁定制度については、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること等の「受信者利益」を保護し、ケーブルテレビの健全な発達を図るため、引続き必要かつ有効であり、今後とも継続すべきと考えます。</p> <p>区域外再送信の同意については、地上放送事業者との間で、あっせん制度(～昭和61年)、裁定制度(昭和61年～)を前提として、数十年にわたり協議を積み重ねてきた歴史があり、この制度に変更を加えれば、解決しつつある区域外再送信の問題が再び顕在化することになり、大きな混乱を招くことになると考えます。</p> <p>この点について、放送事業者等が同意をしないことにつき「正当な理由」がない限り、総務大臣は同意すべき旨裁定することが定められていますが、本年4月には「正当な理由」の解釈に関するガイドラインが策定され、現在、区域外再送信問題の解決に向け、このガイドラインを活用しつつ、関係者(ケーブルテレビ事業者、地上放送事業者)が協議中であることにもご配慮いただきたいと考えております。</p>

以上